

「貸し渋り・貸し剥がし等問題」

(レポート概要)

(論点整理)

1. 現状認識

- (1) 今回の貸し渋り・貸し剥がし問題は、国際的で深刻な金融危機による世界的な景気後退の影響から多くの業種・企業に影響が出ている状況の中で、債務者の経営の先行きに懸念が発生しており、他方で、証券不況の低迷等による収益の伸び悩みや国際的な自己資本比率規制の強化の動き等も重なって、資金供給の円滑化という役割発揮と、経営の健全性維持という方向性の異なる分野の同時達成に、金融機関は苦しい対応を迫られている。
- (2) 景気の悪化や経済の先行きの不透明化により金融機関の融資量が減少すること自体は日本に限ったことではなく、世界に共通の現象であり、ある意味、金融機関が当然の経営を行った結果でもある。行政の役割はそうした金融機関の個別の取引に関する判断に介入することではない。しかしながら、今回の問題が生じた背景についてつぶさにみていると、以下に述べるような諸点が考えられる。

2. 貸し渋り・貸し剥がし問題をより複雑にしている要因

(1) 貸し渋り・貸し剥がしの定義・目線の重要性

- ① この問題については、関係者においてかれこれ1年以上にわたり取り組んでいるが、基本的にこの問題の関係者は、金融機関、債務者（資金需要者）、監督当局（金融庁・中小企業庁）と考えられるが、これら関係者において、貸し渋り・貸し剥がしとはどういう状態をいうのか、定義・目線を明らかにしていないことなどが問題を複雑化しているものと考えられる。このため、債務者・資金需要者においては、何の手掛かりもないまま、「貸してもらえなければ貸し渋り、回収されたら貸し剥がし」となっているのではないかと考えられる。
- ② 貸し渋り・貸し剥がしに重点を置いた検査は、金融機関の行動に対する牽制効果にはなるが、検査結果を金融機関と金融当局以外に示すことはできず、また、あくまで金融機関の態勢に関する検証に主眼がある以上、債務者等との共通の理解の醸成には効果は小さい。
- ③ 弊社では、関係者の共通の理解を深める前提として、貸し渋り・貸し剥がしの議論になりそうな想定事例を作成した。別紙はそのうちの数例を抽出して掲示している。無論、このような目安めいたものを作成することは、必ずメリットとともにデメリットを伴うものであり、利用に当たっては、機械的、画一的な判断にならないよう特に留意が必要である。
- ④ また、これら想定事例は、現在、議論が行われている貸し渋り・貸し剥がし法案に関する議論は踏まえていない、ある意味、純粋な金融の理論に基づくものである。政策的には、更なる中小企業の債務者支援といった選択はありうるが、当然のことながら、追加的に金融機関に発生するコスト（リスク）に対する政府の支援が必要となる。

(2) 統合的リスク管理態勢の未確立

金融機関は、円滑な資金供給と、経営の健全性との兼ね合いで、さらに、どれだけリスクが取れるのかの判断が明確となっていない可能性がある。

このことは、経営管理、リスク管理の重要なツールである統合的リスク管理が経営戦略面に活用されていない（機能していない）ことの証左ではないかと考えられる。もちろん、中小金融機関によっては、統合的なリスク管理態勢が確立していないことから、このような視点で推し量ることが困難となっている面もあると考えられる。

(3) 金融機関の債務者への対応振り

上記のほか、今般の当局による貸し渋り・貸し剥がしに関する集中検査結果については、公表はされていないが、20 検査事務年度の指摘事例等における貸し渋り・貸し剥がしに関する指摘等について、要約すれば、債務者の実態把握が不十分、謝絶の際の債務者説明が十分納得いくものかどうか疑問が多いといったケースが散見される。

(4) 国際的な規制強化の動向に対する日本のスタンスの不透明感

今般のピッツバーグサミットの自己資本比率規制強化等の合意を受け、今後、具体的事務的な検討が精力的にすすめられるが、前提となる欧米各国のスタンスは、公的資本注入を背景に国内政治要因が色濃く反映する状況となっていることに留意をする必要がある。

また、今般の危機を受けて各分野において行われている議論については、いわゆる「危機のポリティックス」といった力が作用しており、必ずしも今回の危機への対応とは直接関係のないテーマも含め、世界の金融セクターの将来像といった全体観がないままに、各分野の専門家による個別検討が進んでいくと予想される。

こうした状況において、日本政府としては、日本の金融セクターにとって今回の危機の教訓は何か、日本の金融セクターの将来像はどうあるべきかといった点をしっかり踏まえた対応が重要となると考えるが、それらが、民間金融機関に見えてこない。

3. 先般の条件緩和債権の判定要件見直しに伴う、償却・引当や予想損失率等に与える影響と対処の仕方

(1) 昨年 10 月、金融庁の経済対策の一環として実施した条件緩和債権の判定要件見直しに伴う債務者区分が上位遷移することによって、引当の超過分はどう扱えばよいのか。

- ① 金融庁は、引当金の超過分については、新たに見直された条件緩和債権の判定要件に沿って改善計画書が提出され、再建が可能と判断された場合には、当該債務者の信用リスクは軽減されることになるなどの合理的な理由があれば取り崩してもよいとしている。

金融機関によっては、このようなケースの場合でも債務者の実態面については変わらない（信用リスクに変化はない）として、超過引当金を取り崩さずにそのままとしている例も多いようである。このような考え方の背景には、経済動向の先行き見通し難もあり、不確定要素が多いということにも起因していると思われる。

- ② 開示を目的とする条件緩和債権の判定条件が改訂されたといって、機械的に引当が取り崩せると考えるのは適切ではなく、そこには上記の個別金融機関の毀損状況等を踏まえた、経営陣による合理性の検証が必要である。金融庁の方針に即し、条件緩和債権の基準を変更したとしても、従来の取扱いとの連続性も考慮し、基準変更の合理性を実績ベースで検証する（このためには、基準変更により貸出条件緩和債権に該当しないとした債権に対する十分なモニタリング機能を整備することが前提）ための間の暫定的措置として、引当を取り崩さないという対応もあり得る。その対応を以って直ちに過剰引当には当たらないと考える。

(2) 条件緩和債権の判定要件見直しに伴う債務者区分が上位遷移することによって、債務者区分別に算出する予想損失率（貸倒実績率や倒産率の実績を基に算出）の算定はどう行えばよいのか。

- ① 債務者区分毎の償却・引当にあたって、将来の予想損失率を算定する際、過去（一般的に過去 3 年間（又は 1 年間）の 3 算定期間）の貸倒実績率や倒産率をもとに、（それに将来予測やストレスを乗じて、）算出するのが一般的な方法である。

この場合、予想損失率の算定においては、恣意的な算定を排除する観点から、算定方法については継続性が重視されている（金融検査マニュアル）。

- ② 上記 3（1）の議論と同様、債務者区分が上位遷移することから、信用リスクの程度が変化していない場合においては、貸倒実績率及び倒産率の算定を上位遷移の債務者区分に含めて算出することとなり、データの正確性や継続性の観点から問題視している金融機関も多いようである。
- ③ 金融庁は、変更になった債務者区分で貸倒実績率や倒産率を算出してもよいとしている。

現時点では要管理債権がその他要注意先及び正常先に上位遷移している場合でも、債務者が直ちに破綻するとは考えにくく、将来、何がしかの影響はあると思われるが、その場合でもその他要注意先、正常先の総貸出債権額は大きなものがあるはずであり影響は少ないような感じもする。むしろ、仮に、上位遷移した債務者が破綻した場合においては、PD（倒産率）よりもLGD（1－回収率）への影響の方が大きくなる可能性も考えられる。

上記 3 の（1）の②と同様、条件緩和債権の判定要件見直しによって、当該債務者の信用リスクが軽減される合理的な理由があれば上位遷移した債務者区分で算出し、合理的な理由がなければ旧債務者区分で算出する方法は債務者の信用リスクの実態を重視した対応であり、容認出来るのではないか。

しかしながら、先々、全体に与える影響も軽微でないことも想定されるため、各期、その影響度については関連する計数を含めて把握しておく必要があるのではないか。

（追記）

現在、貸し渋りや返済猶予等に関する法制定等の議論があるが、法案等が示されている段階ではないので、本稿においては、これらの議論を踏まえたものでないことをお断りしておきたい。

あくまで一般論であるが、既に述べたように、現在議論されている「貸し渋り・貸し剥がし」の問題については、最終的には、関係当事者の相互理解の深化を図る中で安定的な融資関係を確立し、債務者自身が再生を図ること以外に根本的な解決はないと考える。

このため、一時的な対処療法が、かえって、こうした安定的な融資関係を破壊する効果を持たないように留意する必要がある。むしろ、規制のあり方は、何が「貸し渋り・貸し剥がし」であるかについて、関係当事者（金融機関、債務者、監督当局）や政治の間で共通で明確な理解と目線を確立した上で、金融機関に対する一般的な信頼を破壊するような「貸し渋り・貸し剥がし」の行為について、コンプライアンスとして管理していくという手法も考えられる。

また、世界の金融機関は中期的にはリスク管理の抜本的な強化を求められている。本件をこれら自己資本比率規制も含めたリスク管理強化との関係を整理し、かつ金融機関全体の将来像を踏まえた、統合的な議論が求められる。

本稿がそうした取り組みの第一歩となれば幸いである。

(想定事例)

本件のような想定事例は実態面において数多く発生しているものと思われるが、債務者の状況を詳述すると議論の本質がぼけてしまうため敢えて記載していない。このため、文中より債務者の状況を読み取っていただきたい。

また、同事例は、現在、議論が行われている貸し渋り・貸し剥がし法案に関する議論は踏まえていない、ある意味、純粋な金融業務の考え方に基づくものである。政策的には、追加的に金融機関に発生するコスト（リスク）に対する政府の支援を伴いながら、更なる中小企業の債務者支援といった選択はありうることに留意願いたい。

ケース 1

売上不振のため月末の従業員賃金支払のための借入申込みがあった。しかしこの借入については返済の当てが全くなく、そもそも当該債務者は過去融資実行した設備資金についても月々の約定返済が遅れがちであった。金融機関は回収不安からこの融資申込みを断った。貸し渋りとなるか。

(ならないのではないか)

(理由)

- ① 月々の賃金支払は、商品の売却によって得られた資金により行われるべきものである。このケースは商品が売れるまでのつなぎ融資であるが商品が計画通り売れていない。つまり返済財源がない状態である。
- ② このため、仕入先業者への商品仕入決済条件（買入債務）も長期化しており、資金繰りが相当タイトとなっている。このため、5年前に実行した設備投資に係る借入返済が約定通り行われず、不定期の内入れで実質延滞状態となっている。
- ③ しかも、現状、経済情勢が停滞していることから早急な回復は見通し難いものとなっており、設備投資を実行した5年前とは様変りの状況となっている。このままでは企業の赤字体質脱却は困難となっている。
- ④ 従って、本件融資申込みに係る謝絶は妥当な判断と考えられるが、商品の売上状況、実質延滞状態、財務内容（赤字）、先行き回復見通し難等について債務者にていねいに説明することによって理解を求めべき案件であると考えられる。
- ⑤ なお、当該債務者に対しては、売上不振や延滞発生した初期段階から経済情勢等を踏まえながら早めに抜本的なリストラを含む経営改善方策の検討、アドバイスに取りかかるべき案件でもある。

ケース 2

債務者は、輸出関連の業者であるが売上げは全くの不振で、滞貨資金や資金繰り資金等の後向きの資金の融資申込みがあった。これまでの約定弁済付融資については、資金繰り返済を続け、これまでの短期資金融資で凌いでいるが、もはや延滞は時間の問題となっている中で、再度、追加融資の申込みがあったものである。金融機関は、赤字、債務超過、売上不振、担保不足、景気の低迷等により、これ以上の融資は困難として断った。貸し渋りとなるか。

(ならないのではないか)

(理由)

- ① 債務者は、昨年のリーマンショック以前から業況が不安定で、21/3期の決算は3期連続の赤字で純財産も債務超過状態に陥った。債務者の状況が逐期悪化してきている中で、金融機関は、これまで支援を続けてきている。これ以上貸し進むためには、支援すれば回復するという寄り拠が必要となるが、これが見い出せない状況では不良債権化する可能性が高いということになる。
- ② 従って、謝絶しても貸し渋りにはならないのではないかと。金融機関は、経営の健全性維持の観点からも真剣に考えなければならない案件でもある。

ケース3

金融機関は、前回のバブル経済崩壊後の景気低迷時に融資の限度額を超過して融資を実行したが、その後、景気安定期に入っても限度内に収束しないまま内入れもなく書換等を繰返し恒常的に限度オーバー状態となっている。債務者の財務内容も悪化し先期から赤字となったことなどから、今回の景気悪化は前回よりも深刻との判断のもと、今般、この限度超過分を回収しようとしたものである。貸し剥がしとなるか。

(なるのではないかと)

(理由)

- ① 債務者は、限度額について理解し恒常的にその限度を超過していることを認識しているかにもよるが（一般的には、債務者は全体の融資限度額を明らかにされる例は少ない。）、金融機関側は、これまで安易に限度超過融資に応じている模様であり、日々の債務者管理、限度額管理が不十分であることが垣間見える。
- ② 最近の経済情勢の悪化から不良債権化を回避しようとする性急に債務の圧縮・回収に走ったものであると推察でき、債務者の状況にもよるが、如何に経済情勢が悪化しているとはいっても先期から赤字に転落したこと等をもって回収に転じるとしたら、貸し剥がしと言われてもやむを得ないのではないかと。
- ③ 一方、直近において、債務者の状況が想像以上に急激に悪化し、近時の資金繰り等から判断しても延滞発生は確実であるなどの状態であれば、考え方として、融資の種類・内容を精査のうえ一部回収を行うことは許容されるかも知れない。しかし、実際問題、この状態で回収を行えば債務者は資金ショートし破綻に至る可能性も高いとみられ、現実には取り得る選択肢ではなく非常に難しい。
- ④ むしろ、債務者と共に現状をどう乗り切るかの検討を行う方が金融機関のあるべき姿ではないかと。平素の債務者管理・限度額管理等の大切さを認識すべき事例である。

ケース4

製造業者が現在保有し、使用している機械は、効率が悪く、精密性がやや劣るため、受注が激減し、しかも他社より減少幅が大きい。景気動向も停滞していることから、このままでは事業閉鎖に追い込まれるとして、高性能機械の購入資金の融資申込みがあったものである。金融機関は、再建計画の提出を求め審査・検討を行ったが、実現可能性が低いとして、融資申込みを断った。貸し渋りとなるか。

(なるのではないかと)

(理由)

- ① 金融機関は、債務者とは長い取引であり、これまで、延滞等は発生したことがなかった。しかし、毎期収支はトントンで債務超過に陥る寸前であるなど財務内容は不芳であることから、高性能機械を導入した場合の受注の回復状況や抜本的なリストラ策を織り込んだ5年間の再建計画の作成をお願いした。
- ② 金融機関は、もともと受注がギリ貧だったことに加え、最近の急激な受注減もあり、先行き不透明な中で、実現可能性が低く、新しい機械導入効果も最近の景気動向から受注の急回復は困難と判断した。従って、このままでは、赤字、債務超過は免れないとして、融資申込みを断った。
- ③ しかしながら、債務者は、毎期収支はギリ貧ながら現時点では債務超過にも至っておらず、社長としての報酬も抑えながら、効率が悪い機械とは言え、これまで頑張ってきた経営姿勢には、一定の評価も出来るところである。
- ④ 高額とは言え、高性能の機械を導入した場合の効果は、程度の差こそあれ見込めるのは間違いないところであり、この前向きな設備投資による経営改善は相応に見込めるものと考えられる。
- ⑤ これまでの取引実績を勘案するとともに、業況不芳の原因は主として最近の景気停滞の影響を受けてのものであり、また、提出させた再建計画については、検証が不十分で実現可能性が低いとまでは言い切れない。むしろ、より詳細に検討・チェックし、適切なアドバイスを行い、弱点を是正させながら債務者管理を行うべき案件ではないかと考えられ、本件は貸し渋りと言われても仕方がないと考えられる。